



知らなかったではすまされない！ ビジネス著作権の 基礎知識

羽生選手のスケート演技に著作権は生じるか、「恋ダンス」「YMCA」動画のアップロードは許されるか、ゲームバーやベネッセテスト事件など、身近な事例を題材として、ビジネス著作権の基礎について、講師にわかりやすくご説明していただきます。

- 日時 : 平成 30 (2018) 年 9 月 29 日 (土)
14 : 00 - 15 : 30 (開場 13 : 30)
- 会場 : 大阪市立中央図書館 5 階 中会議室
- 定員 : 60 名 (当日先着順)
- 講師 : 島田 雅之氏

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 企画部長
理学博士 弁理士 (特定侵害訴訟代理付記)



<講師プロフィール>

化学・素材分野について、ベンチャー・中小企業から大手総合化学メーカーまで、研究開発に関するコンサルティングに従事。現在、企画部に所属し、知的財産、産学官連携、広報等を担当。

<講師からのメッセージ>

デジタルツールの普及に伴い、容易に自分のコンテンツ (= 著作物) を創作できるようになりましたが、同時に他人のコンテンツをうっかり利用してしまい、訴えられるというリスクにも直面するようになりました。せっかく企画して立ち上がったビジネスが、ある日突然、著作権のトラブルに巻き込まれた後、「知らなかった」ではすまされません。ビジネスに不可欠の著作権のリスクと対策について、皆さんと一緒に考えたいと思います。



図書館ビジネス講座
元気塾へのリンクの
QR コード

■お問い合わせ

大阪市立中央図書館 利用サービス担当

電話 06-6539-3302

〒550-0014 大阪市西区北堀江 4-3-2

<http://www.oml.city.osaka.lg.jp>



